

○ めん山羊由来肥料の解禁について

1 改正の趣旨

- (1) 動物由来原料を使用した肥料は、平成 13 年に国内で牛海綿状脳症（以下「BSE」という。）が発生して以降、家畜による誤食を防ぐ観点から、「肉骨粉等の当面の取扱いについて」（平成 13 年 10 月 1 日付け 13 生畜第 3388 号農林水産省生産局長・水産庁長官通知）により、出荷を一時停止した。
- (2) その後、牛由来原料を使用した肥料（以下「牛由来肥料」という。）については、一定の管理措置を講じることを条件に出荷を再開したが、めん羊又は山羊由来原料を使用した肥料（以下「めん山羊由来肥料」という。）については、未だ出荷を再開していない。
- (3) 本年 6 月、めん山羊由来肥料の出荷再開について、食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 3 項の規定に基づき、食品安全委員会に諮問した結果、一定の管理措置を行うことを条件に出荷を再開することに問題がないとの回答があったことを踏まえ、関係省令及び告示の改正を行う。

2 改正の内容

- (1) 肥料取締法施行規則（昭和 25 年農林省令第 177 号）第 1 条第 1 号ホ
めん山羊由来肥料について、一定の管理措置が行われたものを除き、指定配合肥料（届出肥料）の原料とできないこととする。
- (2) その他の告示
 - ① 特殊肥料等を指定する件（昭和 25 年 6 月 20 日農林省告示第 177 号）
一定の管理措置を義務付けためん山羊由来の肥料を特殊肥料に指定する。
 - ② 肥料取締法施行規則第 19 条の 2 第 1 項の規定に基づき表示を要する普通肥料及びその表示事項を定める件（昭和 59 年 3 月 16 日農林水産省告示第 701 号）
めん山羊由来の普通肥料について、牛由来肥料と同様の表示を義務付ける。
 - ③ 肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件（昭和 61 年 2 月 22 日農林水産省告示第 284 号）
一定の管理措置を義務付けためん山羊由来の肥料の公定規格を定める。
 - ④ 特殊肥料の品質表示基準（平成 12 年 8 月 31 日農林水産省告示第 1163 号）
めん山羊由来の特殊肥料について、牛由来肥料と同様の表示を義務付ける。
 - ⑤ 肥料取締法施行規則第 1 条第 1 号ホの規定に基づき、牛、めん羊、山羊及び鹿による牛由来の原料を原料として生産された肥料の摂取に起因して生ずるこれらの家畜の伝達性海綿状脳症の発生を予防するための措置を行う方法を定める件（平成 26 年 9 月 1 日農林水産省告示第 1145 号）
めん山羊由来肥料の管理措置として、摂取防止材の使用及び供給管理票による流通工程管理措置を定める。

○ 動物由来肥料の表示ルールの見直しについて

1 大臣確認済み原料の表示の廃止

【改正の趣旨】

- (1) 牛由来肥料については、BSEのまん延を防ぐため、牛のせき柱等の「特定危険部位」が混入しないよう、その生産工程について農林水産大臣の確認（以下「大臣確認」という。）を受けなければならないこととされている。
- (2) 当該制度が導入された当時（平成 16 年 5 月施行）には、施行前に生産されたために大臣確認を受けていない肥料も在庫として残っており、大臣確認済み肥料と区分管理する必要があった。このため、牛由来肥料（又は牛由来肥料を原料とする配合肥料）の保証票において、原料が大臣確認済みである旨の表示が義務付けられたところ。
- (3) しかし、当該制度の施行から 15 年が経過した現在においては、施行前に生産された肥料の在庫は既に存在せず、全ての牛由来肥料について大臣確認が実施されている。このため、保証票における表示の簡素化の観点から、原料が大臣確認済みである旨の表示を不要とする。（なお、大臣確認そのものは廃止しない。）

【改正の内容】

- ① 肥料取締法施行規則第 11 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定に基づき普通肥料の原料の種類並びに材料の種類、名称及び使用量の保証票への記載に関する事項を定める件（昭和 59 年 3 月 16 日農林水産省告示第 700 号）
牛由来の普通肥料について、原料が大臣確認済みである旨の表示を不要とする。
- ② 特殊肥料の品質表示基準（平成 12 年 8 月 31 日農林水産省告示第 1163 号）
牛由来の特殊肥料について、原料が大臣確認済みである旨の表示を不要とする。

2 原料供給管理票の交付を行う肥料の表示の導入

【改正の趣旨】

- (1) 牛由来肥料においては、家畜による誤食を防ぐ観点から、一定の管理措置が義務付けられている。
- (2) 具体的な管理措置としては、①摂取防止材の使用、②燃焼やアルカリ処理等の原料加工措置、③供給管理票による流通工程管理措置の 3 種類が定められている。このうち③は、肥料を譲渡する者が供給管理票を相手先に交付することで、①又は②の措置が未実施である旨を確認するものであり、肥料業者間で流通する牛由来肥料にのみ認められる管理措置であって、当該肥料は、農家への販売及び指定配合肥料（届出肥料）の原料としての使用は認められない。
- (3) 近年、供給管理票の紛失等により、①又は②の措置が行われていない肥料が、誤って指定配合肥料の原料として使用される違反事例が発生したことを受け、③の措置を行う牛由来肥料に、「届出肥料に使用不可・農家等への譲渡不可」との表

示を義務付ける。

また、めん山羊由来肥料の出荷再開に伴い、③の措置を行うめん山羊由来肥料についても、「届出肥料に使用不可・農家等への譲渡不可」との表示を義務付ける。

【改正の内容】

肥料取締法施行規則第1条第1号ホの規定に基づき、牛、めん羊、山羊及び鹿による牛由来の原料を原料として生産された肥料の摂取に起因して生ずるこれらの家畜の伝達性海綿状脳症の発生を予防するための措置を行う方法を定める件（平成26年9月1日農林水産省告示第1145号）

供給管理票による流通工程管理措置を行う肥料に、「届出肥料に使用不可・農家等への譲渡不可」との表示を義務付ける。

3 畜種表示の場所の変更

【改正の趣旨】

- （1）動物由来の肥料については、「肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件の一部を改正する告示等の施行について」（平成16年2月26日付け15消安第6398号農林水産省消費・安全局長通知）により、その保証票における原料表示において、畜種を任意で表示することとしている。
- （2）しかし、保証票における原料表示は、昭和59年3月16日農林水産省告示第700号（肥料取締法施行規則第11条の2第1項及び第2項の規定に基づき普通肥料の原料の種類並びに材料の種類、名称及び使用量の保証票への記載に関する事項を定める件）に基づき、配合肥料や化成肥料などの、複数の原料を混ぜて作る肥料にのみ行われており、肉かす粉末や肉骨粉などの、単一の原料からなる動物質肥料には、原料表示が行われていない。このため、現行のルールでは、これらの肥料に畜種の表示をすることができない。
- （3）一方、動物由来の肥料については、保証票の欄外に、家畜による誤食を防止するための注意喚起の表示が義務付けられている。当該表示は、配合肥料等に限らず、全ての動物由来の肥料に義務付けられていることから、畜種についても、当該表示と併せて表示できる仕組みに改める。

【改正の内容】

- ① 肥料取締法施行規則第19条の2第1項の規定に基づき表示を要する普通肥料及びその表示事項を定める件（昭和59年3月16日農林水産省告示第701号）
動物由来の普通肥料における畜種の表示について、家畜による誤食を防止するための注意喚起の表示と併せて表示できる仕組みとする。
- ② 特殊肥料の品質表示基準（平成12年8月31日農林水産省告示第1163号）
動物由来の特殊肥料における畜種の表示について、家畜による誤食を防止するための注意喚起の表示と併せて表示できる仕組みとする。